

教保体第331号
令和8年5月14日

各県立学校長 様

教 育 長

部活動を含む校外行事における移動時の安全確保の徹底について（通知）

先日、部活動の練習試合に向かう新潟県の高校の生徒を乗せたマイクロバスがガードレールに衝突し、生徒1名が死亡する事故が発生しました。

部活動を含む校外行事については、下記参考通知をもとに実施していただいているところです。

つきましては、各学校においては、下記の内容を踏まえ引き続き適切な対応をお願いいたします。

記

- (1) バスの借上げ契約を締結しようとする際は、契約内容を明確にし、管理職が契約内容を確認すること。また、一般貸切旅客自動車運送事業の許可書を確認し、不明なことがある場合は、埼玉運輸支局に問い合わせること。
- (2) 道路運送法に違反する「旅客運送無許可バス」（運転手付き白ナンバーレンタカー）を利用しないこと。
- (3) 教職員が運転する車に児童生徒を同乗させないこと。
- (4) 部活動を含む校外行事において借上げバスを生徒の移動に使用する際には、バスの出発地から引率が始まると考え、生徒の安全確保の観点から、学校教職員が同乗すること。
- (5) 上記以外についても、下記参考通知に基づき、適正な対応がなされているか、管理職が確認すること。

○参考通知

- ・平成26年12月22日付け教県第1004号
「教職員の不祥事防止について（通知）」
- ・平成30年6月18日付教保体第552号
「旅客運送無許可バスの利用禁止の徹底について（通知）」
- ・平成30年7月5日付教保体第700-1号
「校外行事等で使用するバスの調査について」
- ・平成30年7月30日付教保体第858号
「校外行事等で使用するバスの確認の徹底について（通知）」
- ・平成30年8月14日付事務連絡
「校外行事等で利用するバスの一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の確認について」
- ・令和元年7月2日付教高指第1004号
「埼玉県立高等学校等が行う校外における行事实施上の留意事項及び校外行事实施届の様式の改訂について（通知）」

【本件に関する問合せ先】

○学校安全について

県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電話：048-830-6964 eメール：a6960-01@pref.saitama.lg.jp

○運動部活動について

県立学校部保健体育課 学校体育担当
電話：048-830-6947 eメール：a6960-04@pref.saitama.lg.jp

○文化部活動について

県立学校部高校教育指導課 教育課程担当
電話：048-830-6771 eメール：a6760-34@pref.saitama.lg.jp

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

教職員の不祥事防止について（通知）

教職員の不祥事防止については、これまでも通知、会議等を通して、繰り返しその徹底についてお願いしてきたところですが、平成26年12月22日付で、県立学校教諭4名をわいせつ行為等で懲戒処分（免職）及び県教育委員会事務局職員1名を非違行為で懲戒処分（停職6月）といたしました。県教育委員会としては、大変憂慮すべき事態であると受け止めています。

各学校においては、県民の信頼を損なうことのないよう下記事項に留意し、教職員の不祥事防止について、一層の指導の徹底をお願いします。

記

- 1 職員事故に至る経緯として、電話、電子メールや無料通信アプリケーション等の利用をきっかけとするものが増加傾向にあることから、改めて次の事項に留意すること。
 - (1) 電話、電子メールや無料通信アプリケーション等による児童生徒との私的な連絡は、絶対に行わないこと。
 - (2) 児童生徒へ連絡する必要があるときは、原則として学校の電話を使用すること。
 - (3) 職務遂行上の必要がある場合を除き、児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得しないこと。
 - (4) やむを得ず、児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得する場合には、事前に管理職の許可を得ること。また、用途終了後はデータを削除すること。
- 2 児童生徒を指導するあらゆる場面において、改めて次の事項に留意すること。
 - (1) 進路面談、教育相談等を除き、教科準備室や会議室等で児童生徒と一対一になる指導は避けること。また、やむを得ず一対一での指導を行う場合は、誤解を招かないように部屋のドアを開ける等の配慮を行うこと。
 - (2) 児童生徒を指導する際に、児童生徒の体に触れる、あるいは、セクシュアル・ハラスメントにつながる可能性のある言動は行わないこと。
 - (3) 校外で児童生徒と私的に会うなど、職務と関係のない行動や、県民、保護者等からの疑念を招く行為は行わないこと。
 - (4) 自分が運転する車に児童生徒を同乗させないこと。
- 3 その他、教育公務員として遵守すべき諸法規を踏まえ、全体の奉仕者としての自覚に基づき、職務に専念するとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めること。

担当 県立学校人事課 管理指導担当 青木
電話 048(830)6726

教保体第552号
平成30年6月18日

各県立学校長 様

教育長

旅客運送無許可バスの利用禁止の徹底について(通知)

先日、他県において、複数の中学校・高等学校で、部活動等の生徒送迎に「旅客運送無許可バス」(運転手付き白ナンバーレンタカー)を利用していたとして、当該レンタカー会社が書類送検されたとの報道がありました。

各学校においては、長期休業を前に、まもなく合宿や遠征試合等の計画の時期を迎えます。その際、料金が低廉であるという理由により、いわゆる「白バス営業」のレンタカーを予約するなど、道路運送法に違反することのないようお願いします。

なお、輸送機関の手配等を業者に依頼するに当たっては、管理職が契約内容を確認するよう重ねてお願いします。

担 当	保健体育課	学校安全担当
電 話	048-830-6964	
担 当	高校教育指導課	教育課程担当(校外行事)
電 話	048-830-7391	
担 当	特別支援教育課	教育指導担当(校外行事)
電 話	048-830-6888	

教保体第700-1号
平成30年7月5日

各県立学校長 様

保健体育課長

校外行事等で使用するバスの調査について(依頼)

平成30年6月18日付け教保体第552号で「旅客運送無許可バスの利用禁止の徹底について」に御対応いただきありがとうございます。

さて、緑ナンバーのバスでも、道路運送法上、修学旅行、遠足及び合宿等で児童生徒の送迎を行うことができないバスがあります。

つきましては、学期末の大変忙しい中に誠に恐縮ですが、夏季休業中に合宿等で使用するバスの調査を下記のとおりお願いいたします。

記

1 緑ナンバーでも道路運送法に違反しているケース

緑ナンバーには、一般貸切旅客自動車運送事業と特定旅客自動車運送事業があります。一般貸切旅客自動車運送事業は、いわゆる「貸し切りバス」と言われるもので、修学旅行、遠足及び合宿等で児童生徒の送迎が可能です。一方、特定旅客自動車運送事業は、自己の施設等を利用させるために送迎を行うものであり、一定の範囲での送迎に限られています。従って、修学旅行、遠足及び合宿等で児童生徒の送迎ができません。

2 調査内容

夏季休業中に合宿等で利用するバスが一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けているバスではなく、いわゆる**白バス**や**特定旅客自動車運送事業許可のバス**を利用しているか別紙で回答をお願いいたします。

※7月13日(金)までに、夏季休業中の合宿等で利用するバスが決定していない場合は除く。

3 調査対象期間

夏季休業中

4 報告方法及び報告先

提出方法：電子メール(別紙様式) E-mail: 6960-07@pref.saitama.lg.jp

提出先：保健体育課健康教育・学校安全担当宛て

ファイル名・件名の〇〇〇を学校名に変えてください。

例：バス回答【〇〇〇学校全・定】

埼玉高等学校全日制の場合：バス回答【埼玉高等学校全】

埼玉特別支援学校の場合：バス回答【埼玉特別支援学校】

5 報告期日

平成30年7月13日（金）

6 その他

- (1) 夏季休業が終了してからも校外行事等で一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けているバスを利用するよう指導及び確認をお願いいたします。
- (2) 業者に確認しても、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けているか不明な場合は、埼玉運輸支局に確認してください。
- (3) 業者にバスの手配を依頼する場合は、旅行業の都道府県知事登録を受けている業者に依頼してください。
- (4) 詳しくは、平成29年2月21日付け教保体第1895号「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の一部改定について（通知）を参考にしてください。

担当	保健体育課	健康教育・学校安全担当
電話	048-830-6964	
担当	高校教育指導課	教育課程担当（校外行事）
電話	048-830-7391	
担当	特別支援教育課	教育指導担当（校外行事）
電話	048-830-6888	

教保体第858号
平成30年7月30日

各県立学校長 様

保健体育課長

校外行事等で使用するバスの確認の徹底について(通知)

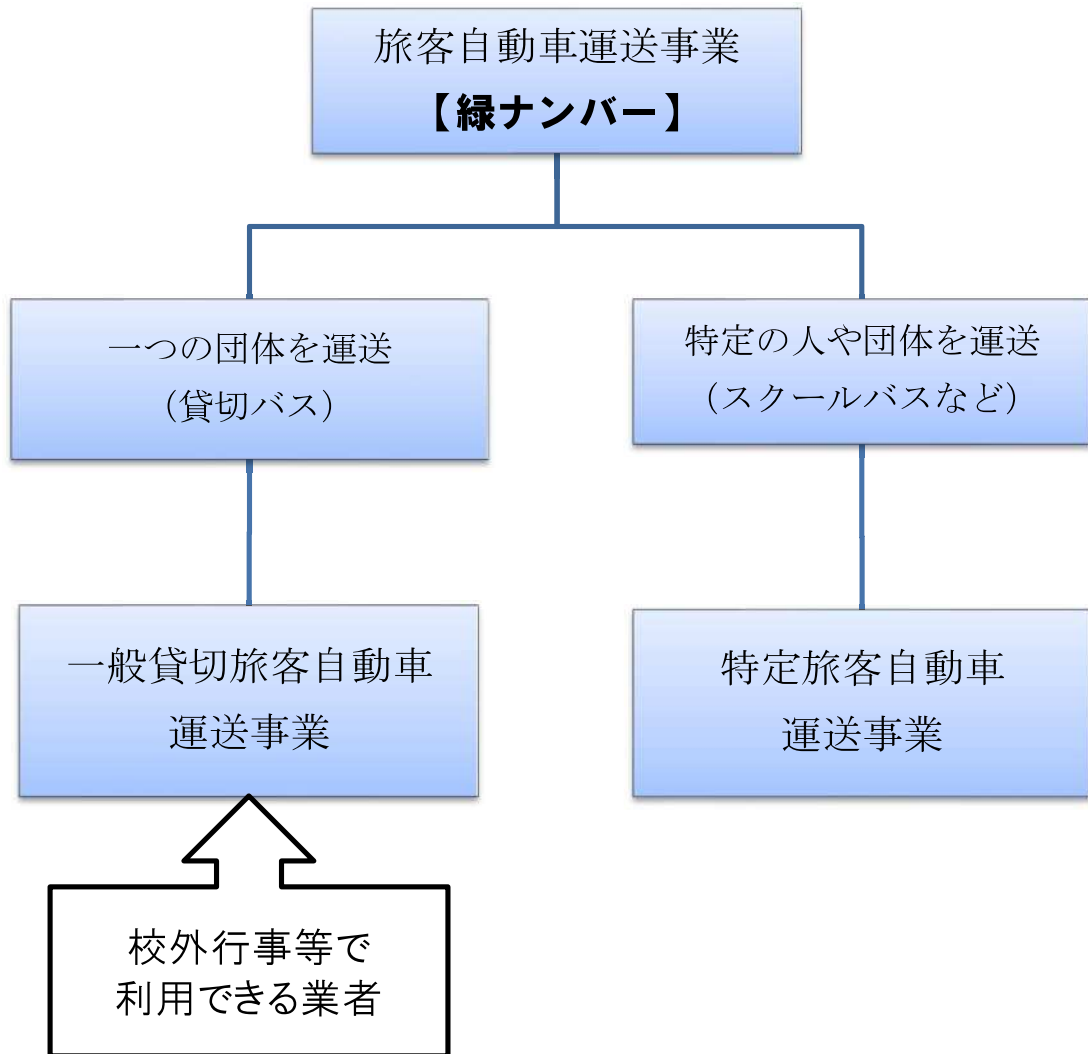
平成30年6月18日付け教保体第700-1号で「校外行事等で使用するバスの調査について」に御対応いただきありがとうございました。

各校からの調査結果では、特定旅客自動車運送事業のバスを利用して合宿等の校外行事を予定していた学校はありませんでした。しかし、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を持たないバスを利用して校外合宿を実施した学校がありました。

緑ナンバーのバスであっても、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていない業者のバスを利用することは、道路運送法違反となります。(別紙参照)

つきましては、校外行事等でバス利用する際は、一般貸切旅客自動車運送事業の許可証を確認し、不明な場合は、埼玉運輸支局に確認してください。

担当	保健体育課	健康教育・学校安全担当
電話	048-830-6964	
担当	高校教育指導課	教育課程担当(校外行事)
電話	048-830-7391	
担当	特別支援教育課	教育指導担当(校外行事)
電話	048-830-6888	



事 務 連 絡
平成30年8月14日

各県立学校長 様

保健体育課長

校外行事等で利用するバスの一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の
確認について

平成30年7月30日付け教保体第858号で校外行事等でバス利用する際は、一般貸切旅客自動車運送事業の許可証を確認するよう通知したところですが、関東運輸局埼玉運輸支局より、許可書の見本の提供がありました。

つきましては、現在予約しているバスを含め、校外行事等でバス利用する際は、見本を参考に許可証を確認し、不明な点がある場合は、関東運輸局埼玉運輸支局に確認してください。

記

1 確認事項

(1) 許可番号

右上枠内「関自旅二第〇〇号」

(2) 経営しようとする事業の種類

「一般貸切旅客自動車運送事業」

(3) 営業区域

「埼玉県」 等都道府県単位（乗客を乗降できるエリア）

(4) 有効期間（現様式のみ）

3年間「平成〇年〇月〇日～平成●年●月●日」

2 その他

(1) 送付する見本は旧様式と現様式です。

(2) 平成28年度より許可は更新制となり、申請しているがまだ更新許可がおりていない事業者も多数存在します。不明な点がある場合は、関東運輸局埼玉運輸支局に確認してください。

担当	健康教育・学校安全担当
電話	048-830-6964

許 可 書

株式会社

代表取締役 殿

平成30年 8月13日付けで申請のあった一般貸切旅客自動車運送事業の経営は、次の条件を付し、下記のとおり許可する。

条 件

1. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ、事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。
2. 運輸開始までの期間は、許可の日から6ヶ月を超えないものとする。
3. 運輸開始までに加入義務者が健康保険、厚生年金、労働者災害保険及び雇用保険に加入すること。

記

1. 経営しようとする事業の種類
一般貸切旅客自動車運送事業
2. 営業区域
埼玉県 等都道府県単位

関東運輸局長 持永 秀毅

許 可 書

株式会社

代表取締役 殿

平成30年 8月13日付けで申請のあった一般貸切旅客自動車運送事業の経営は、次の条件を付し、下記のとおり許可する。

条 件

1. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ、事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。
2. 運輸開始までの期間は、許可の日から6ヶ月を超えないものとする。
3. 運輸開始までに加入義務者が健康保険、厚生年金、労働者災害保険及び雇用保険に加入すること。
4. インターネットに接続されたパソコンを全ての営業所に常時設置するとともに、当該パソコンに制度改正等に関する情報等を配信するためのメールアドレス（メールアドレスを変更した場合は変更後のメールアドレス）を運輸局等に対して通知すること。

記

1. 経営しようとする事業の種類
一般貸切旅客自動車運送事業
2. 営業区域
埼玉県 他都道府県単位
3. 有効期間
平成〇年〇月〇日～平成●年●月●日(3年間)

関 東 運 輸 局 長 掛 江 浩 一 郎

教高指第1004号
令和元年7月2日

各県立高等学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

埼玉県立高等学校等が行う校外における行事实施上の留意事項
及び校外行事实施届の様式の改訂について（通知）

校外行事の実施については、平成27年12月24日付け教高指第1359号「埼玉県立高等学校が行う校外行事の実施基準の改訂について（通知）」及び平成25年3月19日付け教高指第1922号「埼玉県立高等学校修学旅行実施要項の策定について（通知）」に基づき適切に実施していただいているところですが、このたび、別紙のとおり埼玉県立高等学校等が行う校外における行事实施上の留意事項及び校外行事实施届の様式を改訂しましたので通知します。

記

- 1 「校外における行事实施上の留意事項」の改訂内容
下記を留意事項に追記

校外における行事实施上の留意事項

1 計画と立案及び実施前の事故防止対策について

- (11) 校外行事等でバス利用する際は、一般貸切旅客自動車運送事業の許可書を確認し、不明な場合は、埼玉運輸支局に問い合わせる。

- 2 様式の改訂内容

「バス利用の場合、一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の確認」欄を追加

担当 高校教育指導課
教育課程担当 渡部
電話 048-830-7391

校外における行事实施上の留意事項

1 計画と立案及び実施前の事故防止対策について

計画・立案にあたっては、学校の創意と教育的見識を十分に生かし、そのねらいを明確にし、内容を十分吟味して、教育的効果を高めるようにする。

- (1) 目的地や見学先を精選し、ゆとりのある計画を立て、事前に十分調査し検討をしておく。特に新しい経路や交通機関を選ぶ場合には、細心の注意を払い、より入念に検討しておく。
- (2) 修学旅行に伴う現地調査については、埼玉県立高等学校修学旅行実施要項に定める。
- (3) 目的地の関係諸機関（都道府県または政令指定都市の衛生部局、警察署等）に別紙様式2及び様式3により協力を要請し、安全についてはもちろん、風紀・衛生状況等を十分に把握し、事故発生を未然に防止するよう措置する。
なお、現地における医療体制についても十分調査しておく。
- (4) 実施計画について保護者に理解と協力を求め、できるだけ簡素で実質的な計画を立て、実施に必要な経費はなるべく低廉にするよう計画する。また、徴収金の管理等について遺漏のないよう注意する。
- (5) 生徒・保護者の個人情報について、実施前及び実施中を通じて管理の徹底を図り、流出・紛失等の事故防止に努める。
- (6) あらかじめ健康診断等を行い、医師の指示にしたがって参加者を決定する。行事实施期間中は、不参加者に対しても適切な指導を行うよう計画する。
- (7) 引率教員の指導組織や役割分担を明確にして、指導に遺漏のないように努める。
- (8) 事故発生に備えて対応策を講じておくとともに、引率教員一人一人が救急処置をできるようにしておく。特に臨海学校にあっては救助法、人工呼吸の要領を修得しておく必要がある。
- (9) 携行品は必要な品目を精選し、保護者の負担の軽減に努め、服装については各行事を実施するにふさわしいものとする。
- (10) 輸送機関、宿泊等の手配を旅行業者に依頼する場合は契約内容を明確にし、行事の計画・立案・実施は学校が主体性をもってあたり、行事の目的が十分に達成できるよう配慮する。
- (11) 校外行事等でバス利用をする際は、一般貸切旅客自動車運送事業の許可書を確認し、不明な場合は、埼玉運輸支局に問い合わせる。

2 実施について

各行事の目的を達成するため、事前指導を十分に行い、行事を実施することによって将来において自己を正しく生かす能力を養うようにする。

- (1) 引率責任者は、実施にあたっては的確に状況を判断し、予期しない事情の

変化に際しては、日程、経路、目的地を変更する等臨機応変の措置をとる。

- (2) 実施期間中、生徒と行動をともにする中で、教員と生徒との人間的なつながりを深めるとともに、生徒相互間の友情を深め、豊かな情操を育成するよう指導する。
- (3) 生徒の班や係分担等の活動をとおして、自律的で責任ある行動をとらせるようにし、また、集団行動や共同生活の体験をとおして望ましい態度や習慣を身につけ、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
- (4) 生徒の掌握を徹底し、自由行動中においても規律を守らせ、誤った開放感に陥り、非行を犯したり、被害を受けたりすることのないよう厳に注意する。
- (5) 自然保護や文化財尊重の態度を育成し、公共物の愛護について指導する。

3 事故防止について

行事を実施する際の事故の絶無を期するため、特に次の事項に留意する。

- (1) 常に生徒の人員、健康状態の把握に努め、事前及び実施中の安全指導の徹底を図る。
- (2) 宿泊施設を利用する場合は、施設の状況、緊急避難時の非常口や危険箇所などを確認し、万一の災害に備え、退避、救助等について配慮し、生徒にも周知徹底する。
- (3) 気象状況等に十分注意し、天候その他異変の際は、予定を変更するなど、臨機応変の措置をとる配慮をしておく。
- (4) 所持品の整理整頓を励行させ、紛失や盗難等の事故が起こらないように注意する。
- (5) 臨海学校・水泳教室等の実施にあたっては、その都度水中調査を行い、標識を用いて水泳区域を明示し、水泳実施の前後には、必ず人員点呼、準備・整理運動等を行うものとする。また、救命用具の準備、監視員の配置等を行うとともに、次の諸通達を参照し、事故防止に万全を期すること。
 - ア 水泳・登山等の野外活動における事故防止について（昭和40年6月26日付け文体ス第186号）
 - イ 体育施設・設備の整備点検と事故防止について（昭和59年4月1日付け通達教体第1号）
 - ウ 「水の犠牲をなくす運動」の推進について（昭和51年5月27日付け教体271号）
- (6) 林間学校等の実施にあたっては、キャンプファイヤー・炊事の際の火気の管理に注意する。また、登山・ハイキングを実施する場合は、コースの安全を確認し、天候の変化等に細心の注意を払うとともに、(5)アの通達を参照し、事故防止に万全を期すること。

- (7) スキー教室及びスケート教室等の実施にあたっては、天候・地形・積雪の状態・氷の厚さ等に十分注意する。なお、用具の点検・整備に留意するとともに、次の通達を参照し、事故防止に万全を期すること。

冬季におけるスキー・スケート・登山等の事故防止について（昭和33年12月4日付け文体運169号）

- (8) 登山の実施にあたっては、危険を伴うものであるので、事前に周到で無理のない計画を立て、それに基づいて実施するとともに、(5)アの通達及び次の諸通達を参照し、事故防止に万全を期すること。

ア 冬山登山事故防止について（平成6年11月8日付け文体生第63号）

イ 埼玉県高等学校登山活動の基準（昭和63年8月8日付け教体第605号）

- (9) 万一、不測の事態が発生した場合は、生徒の健康・安全を第一に考慮し、引率責任者を中心として、速やかに警察・医療機関その他の関係方面に連絡し、適切な措置を講ずる。

4 実施後について

- (1) 事後指導として、実施中における学習や行動について、生徒に自己評価させる機会を設け、実施の成果を十分生かせるよう指導する。
- (2) 実施後、参加教員を中心として、細部にわたりその評価と反省を行い、実施記録や反省事項等を整理保存し、次回以降の計画や実施に役立てるようにする。
- (3) 引率責任者は、会計を整理し、生徒及び保護者に必ず報告する。また、会計に関する関係書類等を保存しておく。

様式 1

令和 高第 年 月 号 日

埼玉県教育委員会教育長 様

(高等学校長 制の課程 科)

校外行事実施届

本校において、下記のとおり校外行事を実施するので、お届けします。

記

1	校外行事の区分・行事名	区分		行事名			
2	行事の目的						
3	目的地						
4	方面						
5	実施期日 又は期間及び泊日数	月	日 ()	～	月 日 () (泊 日)		
6	生徒 1 人当たりの経費 総額及びその内訳	(内訳)		1人当たり	円		
				交通費	円		
				宿泊地	円		
7	(海外への修学旅行の場合) 燃油サーチャージ	企画時	円	実施届 提出時	円		
8	参加学年 [*] 等・生徒数 及び参加率	学年又は学科				参加率	
		学年	1年	2年	3年	4年	%
		男					
		女					
		合計					
9	不参加生徒の措置						
10	旅行あっせん業者に依頼する 場合は業者名及びその営業所所在地、電話番号	業者名					
		所在地					
		電話番号					

11	旅館・弁当調整所に関する都道府県衛生主管部長宛て調査依頼状発送の有無 (有の場合) 発送年月日 (無の場合) その理由	令和 年 月 日 発送		
		(理由)		
12	引率教員の勤務時間の割り振りの措置の有無	13	バス利用の場合 一般貸切旅客自動車運送事業 の許可書の確認	
14	日程の詳細 (見学箇所又は 行事計画並びに 宿泊地及び旅館 名)	見学箇所 又は 行事計画		
		宿泊地		
		旅館名		
15	大規模災害への対応策			

※ 単位制の学校については、これに相当する単位をいう。

○ 航空機を利用する場合は、以下の項目を加える。

16	参加生徒及び保護者の 同意の状況	
17	航空機利用に伴う緊急事態 についての対応策	

○ 引率教員の職・氏名・人数 (引率責任者には○責、保健責任者には○健を付すること)

引率責任者 の職名	保健責任者 の職名	各責任者を含めた 引率教員の人数	名
引率教員の職・氏名			